

「森林環境保全型サウナゴヤモデル事業業務委託」

に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

森林環境保全型サウナゴヤモデル事業業務委託

(2) 目的

森林は、国土保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を有した大切な資源です。地域環境や社会への危機意識を背景として、持続可能な開発目標（SDGs）への関心が高まりをみせており、森林、林業、木材利用に関わる活動に注目が集まっています。

健全な森林を育てていくためには、木材の積極的活用が重要であり、すさみ町でも町産材や紀州材を活用した木製サウナ小屋を作製し、町産材の間伐材等を活用した薪を燃料として利用することにより、森林資源の活用と循環を促す。

伐る、使う、植える、育てるの森林循環により、森林の持続可能な経営を育み、地域の林業や木材産業を活性化させ、健全な森林の育成を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 成果品

仕様書のとおり

(5) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月24日まで

(6) 委託上限金額

次の予定金額以下で受託者の見積金額とする。

金 13,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

2 業者選定方式

広く企画提案を募集するため公募型プロポーザルにより実施する。

3 参加資格

(1) 和歌山県内に本店または支店を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当して
いない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て、
又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが
行われた者でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた

者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団

または、同条第 6 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

(7) 国税及び地方税について滞納がない者であること。

(8) 本プロポーザル及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

4 スケジュール（予定）

公募開始（HP） 令和 5 年 10 月 6 日(金)

参加意向申出書受付期間 令和 5 年 10 月 6 日(金)～令和 5 年 10 月 20 日(金)
午後 5 時 15 分まで

質問受付期間 令和 5 年 10 月 6 日(金)～令和 5 年 10 月 20 日(金)
正午まで

企画提案書受付期間 令和 5 年 10 月 6 日(金)～令和 5 年 10 月 23 日(月)
午後 5 時 15 分まで

プロポーザル審査 令和 5 年 10 月 26 日(木)（詳細は別途通知する）

審査結果通知 令和 5 年 10 月 27 日(金)までに文書で通知する

契約締結 令和 5 年 10 月下旬

5 参加手続き等

(1) 実施要領等の配布方法及び期間

配布方法 すさみ町のホームページからダウンロードすること

<http://www.town.susami.lg.jp>

配布期間 令和 5 年 10 月 6 日(金)～令和 5 年 10 月 20 日(金)午後 5 時 15 分まで

(2) 参加意向申出書の提出

プロポーザル参加希望者は、令和 5 年 10 月 20 日(金)午後 5 時 15 分（必着）ま

で「参加意向申出書」（様式 1）を事務局に、持参又は郵送のいずれかで提出すること。

「参加意向申出書」を提出しない者は、これ以降の企画提案を行うことはできない。

(3) 事務取扱時間等

午前 8 時 30 分から 12 時まで及び午後 1 時から 5 時 15 分まで。ただし、土、日、祝祭日を除く。

(4) 質問の受付

実施要領等に関する質問は、令和 5 年 10 月 20 日(金)正午までに「質問票」（様式 2）

により F A X 又は電子メールで送付すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は受け付け

ない。電子メールによる質問の場合は、題名の最初に『森林環境保全型サウナゴヤモデル事業

業務委託提案に関する質問』と明記すること。また、F A Xによる場合は、送信後、事務局に着信確認の電話をすること。

F A Xによる質問に対してはF A Xにて、電子メールによる質問に対しては電子メールにて回答する。

(5) 企画提案書の提出

企画提案を行う事業者は、令和5年10月23日(月)午後5時15分(必着)までに下記の企画提案書等を事務局に、持参又は郵送のいずれかで提出すること。

【企画提案書等】

- ① 企画提案書（表紙）（様式3）
- ② 参加者の概要（様式4）
- ③ 主要事業・同種事業・類似事業の実績一覧（任意様式）
- ④ 主要事業・同種事業・類似事業の成果物（コピー可）
- ⑤ 提案書（任意様式）
 - ・業務実施項目及び行程表
 - ・提案内容
 - ・作成する内容の完成イメージ
- ⑥ 見積書（任意様式）

【企画提案書等提出部数】

(1) 提出部数は次のとおりとする

上記④から⑤は、各原本 1 部 コピー 6 部 (カラー刷り)

上記⑥は、1 部

6 企画提案書等作成方法

(1) 企画提案書 (表紙)

(様式 3) を提案書に添付すること。

(2) 参加者の概要

(様式 4) により作成すること。

(3) 主要事業・同種事業・類似事業の実績一覧

任意様式により、過去 5 年間に完了した事業を金額が大きい順に記載する。但し、記載件

数は各事業 5 件を上限とする。

(4) 主要事業・同種事業・類似事業の成果物

上記実績の事業において、代表する成果物を添付する。コピーでも可とする。

(5) 提案書

すさみ町の現状、課題を踏まえたうえで、次の項目の提案を行う。また、提案書は A 4 サイズ

とすること。

・業務実施項目及び行程表

・提案内容

(6) 見積書

見積書は任意様式とし代表者印を押印し提出する。

なお、消費税及び地方消費税について、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

7 審査項目及び審査方法

(1) 審査内容

審査委員会において、次の項目を審査します。

- (1) 信頼性（会社概要・実績・業務実施体制等）
- (2) 提案内容（仕様書 4. 業務内容(1)～(3)における業務内容の提案等）
- (3) 独自提案（独自の提案・その他追加提案等）
- (4) 計画性（業務内容・計画、スケジュール等）

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションによる審査委員会を次のとおり開催し、提案内容の説明及び質疑応答を行う。

但し、提案事業者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合がある。

(1) 日時・場所

令和 5 年 10 月 26 日（木）午前 10 時 00 分～ ※企画書提出順

すさみ町総合センター 3 階 中会議室

参加者の集合時間は、別途通知する。

(2) 提案内容説明

20 分以内

提出した企画提案書に基づき説明する。なお、企画提案書にない提案を新たに盛

り込み、説明することは認めない。

(3) 質疑応答

10 分以内

(4) 準備及び撤収

5 分以内

(5) プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードはすさみ町が用意するが、その

他の機器（パソコン等）が必要な場合は、参加者が準備すること。

(6) プレゼンテーション出席者

2 人以内

総括責任者や業務を実施する際の実務担当者が出席する。

(7) 審査結果の通知

審査は審査項目を相対的に評価し、審査委員の評点により決定する。

結果通知については、令和 5 年 10 月 30 日（月）までに文書で通知する。

(8) 辞退等

契約候補者が業務を開始する日までに辞退を申し出たときや、契約候補者の決定が取り消されたときは、次点候補者を契約候補者とする。

(9) 問い合わせ

審査結果に対する問い合わせは、一切受け付けない。

8 契約

選定された事業者は、通知があり次第、すさみ町産業振興課と協議を行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。

9 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに要した費用は、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。

(2) 提出書類等の返却はしない。

(3) プロポーザル参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権はプロポーザル参

加者に帰属するが、すさみ町がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。

(4) 提出書類は、すさみ町情報公開条例（平成14年すさみ町条例第19条）に基づく

情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがある。

(5) すさみ町は、提出された参加申込書等を本プロポーザルによる委託業者選定以外の

目的に使用しない。

- (6) 採用した提案は、契約後すさみ町と協議を行い、内容の変更を加えることがある。
- (7) 「参加意向申出書」を提出した後に辞退する場合は、速やかに下記事務局まで連絡
をするとともに、書面にて辞退の届け出を行うこと。
- (8) 提案業者は1者のみであっても、参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施する。
- (9) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、選定委員会と事務局が協議し対応する。
- (10) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を申込みこととする。

10 事務局

〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089番地 すさみ町役場2階

産業振興課 担当：関本

電話番号0739-55-4805 FAX0739-55-4810

電子メールアドレス shinkou@town.susami.lg.jp